

西神楽まち協実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、「西神楽まち協実行委員会」(以下「委員会」という。)と称し、委員会の事務局は会長の自宅に置く。

(区域)

第2条 委員会の区域は、西神楽まちづくり推進協議会の所管区域とする。

(目的)

第3条 委員会は、西神楽地区における地域課題の解決方法や地域特性を活かしたまちづくりを計画的・効果的に実践することにより、西神楽地区の活性化に寄与し、市民福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

- (1) 西神楽地区の自然環境・生活環境の改善に関する事業を実施すること。
- (2) 西神楽地区の特性を活かした多様なまちづくり事業を実施すること。
- (3) その他、目的達成に必要なこと。

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 第2条に定める区域内において、居住するか勤務若しくは学ぶ者又は事業活動やまちづくり活動を行っている者
- (2) 委員会の趣旨に賛同する者

(役員を選任)

第6条 委員会に会長、副会長、幹事及び監査各1名を置き、会員の互選により定める。

(役員職務)

第7条 会長は、委員会を代表し、会務を統括するとともに、会議の進行を司る。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事は、委員会の会計を担当する。
- 4 監査は、委員会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、選任の属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議の招集は会長が行う。

- 2 議事は出席総数の過半数の賛成をもって行う。
- 3 会長は、必要と認めるときは、市職員等委員以外の者を会議に出席させ、説明や意見を求めることができる。

(経費)

第10条 委員会の運営に要する経費は、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

(補則)

第12条 この会則に定めるもののほか、その他必要な事項については、会議においてこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、平成29年5月24日から施行する。
- 2 委員会の初年度の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、委員会の成立した日から当該年度の3月31日までとする。